

軽自動車税の税率改正

平成26年度の地方税法の一部改正に伴い、平成27年4月1日から軽自動車税が見直されます。

○ 原動機付自転車及び小型特殊自動車 表1



車種区分		標準税率	
		現行	改正後
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

平成27年4月1日から原動機付自転車及び二輪車に係る軽自動車税が表1のとおり改正されます。

○ 軽自動車（三輪以上） 表2



車種区分			標準税率		重課税率 (新規登録から13年以上経過した車輛に適用)
			現行の税率 (平成27年3月31日までに新規登録した車輛に適用)	改正後の税率 (平成27年4月1日以降に新規登録した車輛に適用)	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

平成27年4月1日以後に取得される新車から表2のとおり適用されます。
(平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率を適用)

- ※1. 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等については、標準税率の概ね20%の重課税率を導入。
(自動車検査証の初度検査年月日が平成14年以前に登録された車両です)
- ※2. 乗らなくなった原付等がある場合は早めに廃車の手続きをしてください。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎77-3615

